

令和7年一級建築基準適合判定資格者検定における正答肢について

考査ANo.5について肢4を正答肢として想定していましたが、以下の通り肢3及び肢4を正答肢とする措置を講じています。

○肢3について、文中の「損傷限界変位が 1/120 を超えないこと」とする表現は不相当であり、「損傷限界固有周期に応じて計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が 1/120 を超えないこと」等と記載すべきであるため正答肢とする。

【No.5】建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているものはどれか。**

1. 地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物(建築基準法施行令第46条第2項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。)において、標準せん断力係数を0.3とした。
2. 地震時における建築物の振動の性状を適切に評価して計算をすることができることを除き、 $Z = 1.0$ の地域において、地盤面からの深さが16mである建築物の地下部分の水平震度 k を0.06とした。
3. 限界耐力計算において、地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれ^{おそれ}がなかったため、損傷限界変位が $\frac{1}{120}$ を超えないことを確かめた。
4. 柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力を計算するとき、建築基準法施行令第85条の表を用い、ささえる床の数が2である劇場(固定席)の積載荷重を $2,470 \text{ N/m}^2$ とした。
5. 基準強度 F が 390 N/mm^2 で径29mmの異形鉄筋であったので、長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度を 195 N/mm^2 とした。